

諸外国の制度における通知・公告

資料3-1

国名	根拠法令	通知・公告の内容	方法					その他
			主体	費用の負担	通知・公告の方法	期間	回数	
アメリカ合衆国 (クラス・アクション)	連邦民事訴訟規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴えの性質</li> <li>認許されたクラスの定義</li> <li>クラスに係る請求、争点又は防御</li> <li>クラス構成員が望む場合には、クラス代表訴訟人によって出頭できること</li> <li>構成員が要求する場合、その者がクラスから除外すること及び、構成員が除外を選択すべき時と方法</li> <li>クラス構成員に対する判決の拘束力</li> </ul>	クラス代表者	原則としてクラス代表者(クラス代表者が負担した費用について、クラスが勝訴した場合には、訴訟費用として相手方に負担させることができる。)	新聞紙上での広告など合理的に有効な告知手段をとればよい。ただし、調査により所在が判明するクラス構成員については、人数の多少にかかわらず個別的通知が求められる。個別通知の手法については、通知のためだけに郵送物を発送するだけでなく、クラス構成員に定期的に送付するものに同封させることも可能である。	告知の際にオプトアウトの期間が示され、通常は30-60日程度とされる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所がクラスを許諾したとき</li> <li>提案された示談、同意に基づく却下、又は、和解を行うときなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所は相手方に告知の手続やクラス構成員の特定を行わせることができる。</li> <li>告知の内容として、代表原告や弁護士の情報も掲載するべきとされている。</li> </ul>
カナダ オンタリオ州 (クラス・アクション)	クラス訴訟法	<p>○認可の告知(第17条第6項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代表当事者の住所・氏名、求められている救済内容などクラス訴訟に関する情報</li> <li>クラス構成員がオプトアウトすることができる方法及び期限</li> <li>クラス訴訟が構成員にもたらす可能性のある経済的効果</li> <li>代表当事者とその弁護士が報酬及び経費に関して結んでいる契約の概要</li> <li>クラス側が提起した又はこれに対して提起されている反訴及び反訴で求められている救済内容</li> <li>オプトアウトの手続を取らなかったクラス構成員の全員が、勝訴敗訴にかかわらず、判決に拘束されること</li> <li>構成員はクラス訴訟に参加する権利を有すること</li> <li>構成員がクラス訴訟に関して問い合わせをする場合の連絡先</li> <li>その他裁判所が適切と考えるあらゆる情報</li> </ul> <p>○個々人の参加が要求される場合(個別の争点について判断の必要がある場合)の告知(第18条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通争点がクラスの有利に判断されたこと</li> <li>クラスの構成員が個人的に救済を受ける権利を有すること</li> <li>構成員が個人的に(分配)請求をするために取るべき手続</li> <li>構成員が分配の手続をとらなかった場合は、裁判所の許可を受けなければ、もはや個人的に(分配)請求をすることができなくなる</li> <li>構成員が取るべき手続に関して問い合わせをする場合の連絡先</li> <li>その他、裁判所が適切と考える事項</li> </ul>	代表当事者(原告が構成員への告知計画を作成し、裁判所の承認を得ることは、クラス認可要件の一つである。)(ただし、裁判所はより実際的であるという観点から、当事者がなすべきものとされる告知を別の当事者を実施するよう命じることができる(第21条。))	裁判所は当事者間での分担を命ずることも含め、適切と考える決定をすることができる(第22条第1項)。認可の告知においては、裁判所の許可を得て、弁護士の報酬と経費の支払を補助するため、構成員から寄付の勧誘を記載することができる(第17条第7項)。	<p>○裁判所は以下の諸要素を勘案した上で、告知の時期、及び方法を決定しなければならない(第17条第3項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>告知に要する費用</li> <li>訴えて求められている救済の内容</li> <li>クラス構成員の個々の請求権の規模(額)</li> <li>クラス構成員の人数</li> <li>クラス構成員の住所</li> <li>その他関連する事項</li> </ul> <p>○裁判所は以下の方法を告知の方法として用いることができる(第17条第4項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接の交付又は郵送</li> <li>掲示、広告、出版、又はちらしの配布</li> <li>クラスの中のサンプルグループに対する個別的通知</li> <li>裁判所が適切と認める方法、又はいくつかの方法の組み合わせ</li> </ul>	<p>○裁判所は以下の諸要素を勘案した上で、告知の時期、及び方法を決定しなければならない(第17条第3項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>告知に要する費用</li> <li>訴えて求められている救済の内容</li> <li>クラス構成員の個々の請求権の規模(額)</li> <li>クラス構成員の人数</li> <li>クラス構成員の住所</li> <li>その他関連する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスの認可、和解の認可、共通争点に関するトライアルなど、手続の重要局面ごとにされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の裁量より告知は免除することができる(第17条第3項)。</li> <li>告知を発する前に裁判所の承認を受けなければならない(第20条)。</li> <li>クラスの規模、住所情報の有無、告知にかかる費用等を勘案して実行可能な告知であれば足りるとされている。</li> <li>認可決定に指定された方法により、指定された期限までにオプトアウトすることができる。</li> </ul>
カナダ ケベック州 (クラス・アクション)	民事訴訟法 集団訴訟に関する法律	<p>集団訴訟提起の認可を行った裁判所は、判決により、構成員に向けて集団訴訟の内容の説明及び当該集団訴訟のグループを示す通知の公告を行うよう命じる。(第1005、第1006条)</p> <p>○認可の通知(第1006条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループの特定</li> <li>集団的に取り扱われるべき主な問題及びそれと結びついた求められる結論</li> <li>構成員が集団訴訟に参加することができること</li> <li>集合訴訟が提起されるべき地区</li> <li>構成員がグループから除外させる権利、従うべき手続、除外期間</li> <li>代表者でも参加人でもない構成員は、集団訴訟の費用負担を命じられることはないという事実</li> <li>裁判所が通知に含むことを有用と認めるその他全ての情報</li> </ul> <p>○一段階目の判決後(第1030条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>終局判決が既判力を取得したときは、第一審裁判所は通知の公告を命じる</li> <li>通知にはグループの記述と判決主文を含む</li> <li>構成員が自己の請求を提出することができる旨を終局判決が定めたときは、裁判所は、残された決められるべき問題、請求に添付しなければならない情報及び文書並びに当該通知に含むことが有益であると判断される他のすべての情報を示す</li> </ul> <p>○和解の場合(第1025条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和解が特定の日及び場所に許可のため裁判所に提出される旨</li> <li>和解の内容及び定められた履行の方法</li> <li>構成員が自己の権利を立証するためによるべき手続</li> <li>構成員が提案された和解及び必要があれば残余金の処分についての意見を裁判所に述べる旨</li> </ul>	グループ代表者(集団訴訟援助基金による財政援助を受けることができる。)		<p>新聞、ラジオ、宣伝ポスターなど裁判所が裁量的判断で定める(新聞による広告が一般的であるが、その際、英語系新聞と仏語系新聞の双方に掲載する配慮が求められる。)</p>	<p>集団からの除外を求める期間は、構成員に対する通知の日から30日以上6月期間内のみ定め得る(第1005条第2項)。</p>	<p>集団訴訟がの申立てに理由があるとされたとき(第1005条第1項c)、和解の許可を得たいとき(第1025条第1項)、終局判決が既判力を取得したとき(第1030条第1項)、裁判所が構成員の利益を保護するため必要であると認めるとき(第1045条)。</p>	<p>集団訴訟から脱退したい場合は、除斥期間内にその旨を書留郵便又は内容証明郵便によって裁判所書記課に通知する(第1007条第1項)。</p>
デンマーク	司法運営法	<p>請求の内容、訴訟の範囲、グループメンバーの参加申出又はしない場合の脱退申出期限、申出をした場合又はしない場合の法律効果等第254条e第1~8項に定めるもの。</p>	裁判所(グループ代表者に命じることができる(第254条e第9項。))	<p>通知をグループ代表者に命じた場合、通知のための費用を裁判所がグループ代表者に暫定的に支払う(第254条e第9項)。</p>	<p>裁判所が決定する方法により行う(第254条e第9項)。(グループメンバーの大多数が集団訴訟の係属、参加申出・脱退申出の期限等を知ることができるような方法によると解されているが、個別通知に限定されず、公告によることもできる。)</p>	<p>裁判所が決定する(第254条e第6項)。(立案段階では個別通知の場合4~8週間、公告の場合は2~3ヶ月を想定。)</p>	<p>集団訴訟が開始されたとき、訴訟の取下げ又は却下に関する問題があるとき(第254条g第1項)、集団訴訟における判決が出たとき(第254条i)等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が定めた期限内に裁判所が定めた提出場所に書面により訴訟参加を申し出る。なお、裁判所は特別な事情がある場合は期限後の参加申出を許すことができる(第254条e第6項)。</li> <li>(オプトアウト型の場合)裁判所は集団訴訟からの脱退について書面による申出の提出期限及び提出場所を定める(第254条e第8項)。</li> <li>グループメンバーに通知可能なことは訴訟要件である(第254条b第6項)。</li> </ul>

国名	根拠規定	通知・公告の内容	方法					その他
			主体	費用の負担	通知・公告の方法	期間	回数	
ノルウェー	紛争法	①クラスメンバーとしての登録又は登録抹消がもたらす効果の説明。 ②一定の訴訟上の費用を負担する可能性についての説明。 ③和解に関してクラスの代表者がどのような権限を有するかの説明。 ④オプト・イン型におけるクラスの登録を行うことができる時期。 などは必ず記載しなければならない。 (第35-5条第2項)	原則として裁判所 (クラスの代表者に告知の実施を担当させることもできる。)	原則として裁判所 (告知の費用をクラス代表者に負担させることもでき、(第35条-5条第3項)その際、クラス代表者は自ら負担した告知の費用を一定の限度で、相手方当事者又はクラスメンバーから回収することができる(第35-13条第2項)。	個別通知若しくは公告又はその他の方法(第35-5条第1項)	集団登録を行うことのできる期間を裁判所が決定する(第35-5条第2項)。	裁判所がクラス・アクションの認可をしたとき(第35条-5条第1項)。	・集団構成員の登録を要する集団訴訟や構成員からの離脱の場合、集団登録及び離脱の登録は裁判所が管理する(第35-6条第4項、第35-7条第2項)。 ・被告の顧客リストなどに基づく通知の実施を事実上被告に依頼することは可能と解されている(強制はできない)。
スウェーデン	集団訴訟手続に関する法律	○集団訴訟が開始されたことの通知(第13条) ・申請の趣旨 ・取扱形態としての集団訴訟手続 ・構成員の自ら訴訟手続に関与する可能性 ・集団訴訟手続における判決の法律効果 ・訴訟費用について妥当する規定 ・原告及びその代理人の氏名・住所に関する情報 ・裁判所が届出のために定める日時に関する情報 ・集団構成員の権利のために有意義なその他の事情に関する情報	裁判所 (ただし、事件の取扱上著しい利益があるときは裁判所は当事者に担当を命じることができる。)	公費(裁判所) (裁判所が当事者に通知を命じた場合は、公費から補償を受ける権利を有する。)	裁判所が適切と認める方法 (裁判所ホームページや特別に設けられたサイトを利用するだけでなく、例えば、継続的な契約関係にある公共料金に関するケースにおいては、その請求書に同封して通知することも考えられる。)	裁判所が定める(第14条) (1カ月が適切な期間とされる。)	集団訴訟手続の開始時のほか、判決又は終局的決定並びに和解の際には、構成員に通知しなければならない(第49条)。	・集団訴訟手続の開始に関する原告の申請が却下されないときは、集団構成員は手続について通知されなければならない(強行規定)。 ・事件の取扱上著しい利益があるときは、裁判所は当事者に通知について配慮するよう命じることができる(第50条)。 ・訴訟に含まれたい集団構成員は、書面で裁判所に届け出る(書面は、ファックス、電子メール及び裁判所ホームページ上での登録を除外しているわけではない)。 ・裁判所が定める期間内に届出をしない構成員は、集団から離脱したものとみなされる(第14条)。(届出期間満了までは、集団に含まれている者は全て構成員と見られる。)
ブラジル	消費者保護法	・利害関係人が共同訴訟人として訴訟参加することができるようにする(消費者保護法第94条) ・クラス・アクションにおける判決の結果	原告(消費者保護法第91条)		・個別の通知を実施する必要はなく、公告を官報に掲載する(消費者保護法第94条)。		公告は1回で足りるとされている。	・個別訴訟において、被告が原告に対してクラス・アクションの係属を通知した場合、クラス構成員であるその個別訴訟の原告は個別訴訟を継続するか中止を求めめるかを30日以内に決定しなければならず、個別訴訟の中止を申し立てなかった個人には、クラス・アクションの判決は有利には及ばない(消費者保護法第104条)。 ・集団等に属する者らの手続除外権は認められていない。 ・クラス・アクションの提起や判決時にはマスコミが取材しほぼ全て報道される。 ・PROCONIにはクラス・アクション判決の結果などを広告することはないが、PRすることが義務付けられており、団体のwebサイトに掲載されている。

本資料は下記文献等を参考に消費者庁企画課において作成したものである。

- 平成20年度内閣府海外調査『諸外国における集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』
- 平成21年度消費者庁海外調査『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』
- 内閣府 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会 配布資料
- 消費者庁 集団的消費者被害救済制度研究会 配布資料
- 大村雅彦 「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)・(下)」NBL911、912号
- 上原敏夫 「デンマークにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要」NBL917号
- 三木浩一 「ノルウェーにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要(上)・(下)」NBL915、916号
- 日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会 『アメリカ合衆国クラス・アクション調査報告書』
- 日本弁護士連合会、京都弁護士会 『ブラジル・集団的権利保護訴訟制度調査報告書』
- 浅香吉幹 『アメリカ民事訴訟法(第2版)』
- 渡辺惺之、吉川英一郎、北坂尚洋編訳 『英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則』